

## 再意見書

平成23年3月4日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 326-0831  
(ふりがな) とちぎけん あしかがしほりごめちよう  
住所 栃木県足利市堀込町2531-2  
(ふりがな) かぶしきがいしゃ  
氏名 株式会社エム.ビー.エス  
だいひょうとりしまりやく よもぎだ さとる  
代表取締役 蓬田 知

郵便番号 900-0014  
(ふりがな) おきなわけん なはしまつお  
住所 沖縄県那覇市松尾一丁目18番26号  
(ふりがな) かぶしきがいしゃおきなわ  
氏名 株式会社沖縄テレメッセージ  
だいひょうとりしまりやくしやちよう みやぎ ふみかつ  
代表取締役社長 宮城 文勝

郵便番号 650-0027  
(ふりがな) こうべしちゆうおうくなちようどおり  
住所 神戸市中央区中町通二丁目3番2号  
(ふりがな) かんさい かぶしきがいしゃ  
氏名 関西ブロードバンド株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちよう みす ひさし  
代表取締役社長 三須 久

郵便番号 870-0026  
(ふりがな) おおいたけん おおいたしかないけまち  
住所 大分県大分市金池町二丁目1番14号  
(ふりがな) かぶしきがいしゃ  
氏名 株式会社コアラ  
だいひょうとりしまりやくしやちよう おの とおる  
代表取締役社長 尾野 徹

郵便番号 332-0034  
(ふりがな) さいたまけん かわぐちしなみき  
住所 埼玉県川口市並木二丁目25番3号  
(ふりがな) さい かぶしきがいしゃ  
氏名 彩ネット株式会社  
だいひょうとりしまりやく いのうえ たろう  
代表取締役 井上 太郎

郵便番号 642-0017  
(ふりがな)  
住所 和歌山県海南市南赤坂11番地  
(ふりがな)  
氏名 株式会社サイプレス  
代表取締役社長 田添 浩之

郵便番号 380-0935  
(ふりがな)  
住所 長野県長野市中御所一丁目25番1号  
(ふりがな)  
氏名 株式会社長野県協同電算  
代表取締役社長 大槻 憲雄

郵便番号 957-0061  
(ふりがな)  
住所 新潟県新発田市住吉町五丁目12番22号  
(ふりがな)  
氏名 株式会社新潟通信サービス  
代表取締役 本間 誠治

郵便番号 698-0002  
(ふりがな)  
住所 島根県益田市下本郷町56番地1  
(ふりがな)  
氏名 株式会社マイメディア  
代表取締役社長 秀浦 実晴

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議  
事手続規則第2条の規定により、平成23年1月25日付けで公告  
された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

前回の意見募集結果を見ますと、地域の事業者としては、未だに一部の設備事業者を中心とした設備競争可能な都市部中心の論理が展開されていることに強い危機感を感じるところです。

ADSL においてこれほど安価で高速のブロードバンドが普及した背景は、NTT 東西殿の設備開放とそれに伴う中小含む多様な事業者の市場参入、すなわち市場における競争の促進に他なりません。この結果、ADSL では地方を含め、きめ細やかなサービスが展開され、その一翼を担った我々をはじめとする中小の事業者も全国レベルでの利用者利便の向上に寄与してきました。

他方、光市場においては、先行する光整備済みエリアであっても ADSL のような本格的な競争は進んでおらず、これまで利用者のより近くで ICT リテラシー向上に一役買って来た地域密着型の中小企業も育っておりません。また、地方においては、光整備の具体的な計画が示されず、あたかも切り捨てられるかような状態で放置されています。このまま、地方にお住まいの国民目線を忘れ、人口カバー率を基準とした都市部中心の議論が繰り返された場合には、利用

者の近くできめ細かいサービスができる地域事業者との健全な競争環境も生み出されず、価格面やサービス利用面において新たなデジタル・デバイドを生み出すことになるのではないかと危惧いたしております。更なるその結果、地域間における国民の情報格差が極めて重大な社会的影響を及ぼすことも危惧されます。

その意味において、光市場における NTT 東西殿の設備開放及び接続料の在り方は、単に我々中小の ADSL 事業者の問題という事だけではなく、地域の死活問題であると感じております。

今般の議論でも、1月21日の NTT 東西殿の料金申請をもって、光接続料が低廉化するかのような風潮が一部存在していますが、設備開放の在り方等、NTT 東西殿と接続事業者との間で健全なサービス競争が進む内容になっているとは依然言い難く、水準についても一部事業者が特定地域のみ参入できる程度にとどまっています。このままでは、都市部のみで設備事業者中心の寡占維持の構図が光市場で維持されることは必定であり、また地方においては IRU による光市場の独占、或いは逆に、光という選択肢すら無いという事になり、サービスレベル・料金レベルにおいて、国民本位の市場形成は望むべくもありません。

つきましては、光市場の健全な発展のためには、前回意見募集における DSL 事業者 9 社の連名意見書にあるような一回線単位での接続料設定を実現させ、中小含む多様な事業者の参入により国の隅々までサービス競争が進む環境を構築することが最低条件であると考えます。

地域に根差したサービスを展開しておりますと、都会との所得格差や情報リテラシー格差を痛切に感じます。故に、設備事業者の経済性等に立脚した事業者主体の論理ではなく、あくまでも地域にお住まいの国民本位で考えるべきです。そのためにも、事業者間での健全な競争が促進される環境が必須であると確信いたしております。

我が国のブロードバンド市場活性化を主軸に添えた政策の実現に向け、地方の末端まで血が通り、全ての国民が幸せになれるよう公正な判断をお願い致したく存じます。

以上

(別添資料 1) 意見事業者一覧

- 株式会社エム. ビー. エス : <http://www3.yomogi.or.jp/>
- 株式会社沖縄テレメッセージ : <http://www.otc.ne.jp/>
- 関西ブロードバンド株式会社 : <http://www.kansai-bb.com/index/>
- 株式会社コアラ : <http://www.coara.or.jp/>
- 彩ネット株式会社 : <http://www.sainet.ne.jp/ja/service/index.html>
- サイプレス株式会社 : <http://www.cypress.ne.jp/>
- 株式会社長野県協同電算 : <http://www.janis.or.jp/kenren/nkd/>
- 株式会社新潟通信サービス : <http://www.ncom.ad.jp/index.htm>
- 株式会社マイメディア : <http://www.mimedia.co.jp/>